

山都町立御岳小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

いじめとは、該当児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の身の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門機関と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、いじめの未然防止及び事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いが相手を思いやる雰囲気づくりを、学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、子どもたちの自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間を中心に、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「観衆」「傍観者」としていじめに加担していることだという認識を高める。

なお、いじめの未然防止にむけて、次の2点を柱として取り組む。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア あいさつ運動

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

イ 朝の会、帰りの会の充実

その日のめあてを話し合ったり、友だちのがんばっていることやよいところを伝え合う場を設定し、お互いを理解し思いやる学級の雰囲気づくりを進める。

- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくり及び基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・わくわくタイムでの異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習（学びの手引き）の工夫

イ 人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気づかせ、みんなに認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

ウ 自己表現力を育てる年間カリキュラムの作成

授業中での言語活動の充実を図り、考えを表現できる場を確保したり、児童が見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

エ 人とつながる喜びを味わう体験活動

学ぶ楽しさやうれしさを実感できる確かな学力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や世代間交流、総合的な学習の時間や生活科において道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、次のような手段を講じる。

- ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていく。
- イ 「何か様子がおかしい」と感じた児童がいる場合には、すぐに担任に伝える。また、見つめる会や生徒指導委員会等の場において情報を共有し、全職員目で該当児童を見守る。
- ウ 様子に変化がみられる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には個別教育相談等で該当児童から悩みを聞き、早期解決を図る。
- エ 各学期の人権旬間に合わせて「心のアンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校・学級づくりをめざす。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちへもいじているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく、各種団体や関係機関と協力して解決にあたる。

オ いじめられている児童の心のケアのために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア 年2回保護者対象のアンケートを行い、児童の実態把握に努める。

イ いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をより充実させ、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

ウ 児童が、悩みについて学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

エ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携を行う。

4 重大事態に対応するための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

○校内構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、人権教育主任、担任、養護教諭、その他関係職員

○校外構成員

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育委員会、教育事務所指導主事、PTA会長、児童民生委員、その他関係諸機関の助言者等

※ **重大事態**の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処) いじめ防止対策推進法第28条
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「生命、心身又は財産に**重大な被害**」とは・・・

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合